

山梨県公報

第千五百二号

平成十六年

八月十九日

木曜日

目次

告示

悪臭物質の規制区域及び規制基準の一部改正……………五五一

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音
について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規
制基準の一部改正……………五五一

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指
定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………五五一

騒音に係る環境基準の類型の当てはめの一部改正……………五五一

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告
示の一部を改正する告示……………五五二

公告

道路の供用開始(三件)……………五五二

換地計画の適当決定……………五五二

清算人の退任……………五五三

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)……………五五三

告示

公安委員会……………五五五

落札者等の決定について……………五五五

正誤……………五五五
平成十六年三月三十日付け号外第十一号中……………五五五
平成十六年三月三十日付け号外第十二号中……………五五五
平成十六年三月三十一日付け号外第十九号中……………五五五

山梨県告示第三百六十六号

悪臭物質の規制区域及び規制基準(昭和五十一年山梨県告示第二百三十五号)の一部
を次のように改正し、平成十六年九月一日から施行する。
平成十六年八月十九日

一 中「南アルプス市」の下に「、甲斐市」を加え、「、竜王町、敷島町」及び「、双葉町」を削る。
別添図面中竜王町、敷島町及び双葉町に係る部分を次の図のように改める。
(「次の図」は省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十七号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、平成十六年九月一日から施行する。
平成十六年八月十九日

一 中「南アルプス市」の下に「、甲斐市」を加え、「、竜王町、敷島町」及び「、双葉町」を削る。
別添図面中竜王町、敷島町及び双葉町に係る部分を次の図のように改める。
(「次の図」は省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十八号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次のように改正し、平成十六年九月一日から施行する。
平成十六年八月十九日

一 中「南アルプス市」の下に「、甲斐市」を加え、「、竜王町、敷島町」及び「、双葉町」を削る。
別添図面中竜王町、敷島町及び双葉町に係る部分を次の図のように改める。
(「次の図」は省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十九号

騒音に係る環境基準の類型の当てはめ(平成七年山梨県告示第三百六十八号)の一部を次のように改正し、平成十六年九月一日から施行する。

平成十六年八月十九日
 山梨県知事 山 本 栄 彦
 「南アルプス市」の下に「、甲斐市」を加え、「竜王町、敷島町」及び、「双葉町」を削る。

山梨県告示第三百七十号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十六年八月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示（平成十六年山梨県告示第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

一の表の二の項中「都留市」を「都留市、甲斐市」に改める。

附則

この告示は、平成十六年九月一日から施行する。

山梨県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年九月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	富士川身延線	南巨摩郡南部町大字井出字上り 谷戸一五一六番の三地先から 南巨摩郡南部町大字井出字上り 谷戸一五五〇番の二地先まで	一一四・〇	平成十六年 八月十九日

山梨県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年九月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	茅野小淵沢 葦崎線	北巨摩郡小淵沢町大字松向字池 田九四八番の二地先から 北巨摩郡小淵沢町大字松向字右 沢二四四〇番地先まで	四〇三・〇	平成十六年 八月十九日

山梨県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年九月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	身延本栖線	南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三五〇三番の九地先から 南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三五〇三番の二地先まで	一一〇・〇	平成十六年 八月二十五日

山梨県告示第三百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、須玉町長から認可申請のあった境之沢地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
 平成十六年八月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十六年八月二十日から同年九月十六日まで

三 縦覧場所

須玉町役場

四 異議申出期間

平成十六年九月十七日から同年十月一日まで

公 告

● 清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項の規定において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した小淵沢土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。

平成十六年八月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

清算人氏名	住 所	退 任 年 月 日
前島 潔	北巨摩郡小淵沢町下笹尾七八七番地	平成十六年七月二十六日
仁科 雅	北巨摩郡小淵沢町松向二〇番地	平成十六年七月二十六日
中山 秀則	北巨摩郡小淵沢町八八二九番地	平成十六年七月二十六日
佐藤 為俊	北巨摩郡小淵沢町三六三四番地	平成十六年七月二十六日
進藤 正金	北巨摩郡小淵沢町六一〇四番地	平成十六年七月二十六日
進藤 義丸	北巨摩郡小淵沢町六〇七八番地六	平成十六年七月二十六日
清水 孝平	北巨摩郡小淵沢町八三一八番地	平成十六年七月二十六日
今井 賢一	北巨摩郡小淵沢町上笹尾二九六九番地三	平成十六年七月二十六日
新海 康寛	北巨摩郡小淵沢町上笹尾一九五五番地	平成十六年七月二十六日

木下 昭 北巨摩郡小淵沢町上笹尾九二六番地四 平成十六年七月二十六日

中山 清一 北巨摩郡小淵沢町上笹尾三四〇番地 平成十六年七月二十六日

小林 栄一 北巨摩郡小淵沢町下笹尾一〇九四番地一 平成十六年七月二十六日

高見沢義信 北巨摩郡長坂町中島二六七番地二 平成十六年七月二十六日

清水 正孝 北巨摩郡長坂町中丸一三三九番地 平成十六年七月二十六日

高橋 徳雄 北巨摩郡小淵沢町松向一〇九九番地 平成十六年七月二十六日

小松 泰男 北巨摩郡小淵沢町松向一七六二番地 平成十六年七月二十六日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年八月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十六年七月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社小林建設所

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡中富町遅沢二千三百四十八番地

3 代表者の氏名 小林英文

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第四七四号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十六年六月二十九日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年八月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十六年七月五日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社堀内工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市古川渡五百五番地
 - 3 代表者の氏名 堀内隆信
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第四六三三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年六月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年八月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年七月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 和泉産業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行二丁目三番二十号
 - 3 代表者の氏名 渡邊正幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第二七一四号
- 四 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年七月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年八月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年七月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大進電気有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中央四丁目十二番三十一号

- 3 代表者の氏名 降矢市郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第二二八一号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年七月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年八月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年七月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 三嶋建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市北口三丁目三番十一号
 - 3 代表者の氏名 三嶋豊造
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一四)第一六三九号
- 四 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可並びに建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年七月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年八月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年七月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社小林土木
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市富浜町鳥沢九百四十四番地三
 - 3 代表者の氏名 小林米子

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第四六三七号
- 四 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年七月二十一日付けて四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年八月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年七月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社田中工業
 - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡御坂町上黒駒千八百二十四番地の二
 - 3 代表者の氏名 田中稔裕
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第四六三九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年七月二十一日付けて四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

公安委員会

● 落札者等の決定について
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成十六年八月十九日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量 山梨県警察本部 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 山梨県警察本部警務部警務課 山梨県甲府市内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日

平成十六年六月二十五日
 随意契約の相手方の氏名及び住所
 日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
 随意契約に係る契約金額
 三千七百九十万五千円
 六 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
 七 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一五	上	終わりから十六	第十九条	第二十条を第二十三条とし、第十九条

平成十六年三月三十日山梨県規則第十八号（山梨県と畜場法施行細則等の一部を改正する規則）

平成十六年三月三十日山梨県企業局管理規程第六号（西山ダム操作規程の一部を改正する規程）

三	下	十五	規則	規程
---	---	----	----	----

平成十六年三月三十一日山梨県監査委員訓令第一号（山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令）

四一	上	終わりから九	第七号	第二号
四二	上	終わりから一	次長補佐の第十一号	（次長補佐の第十号
四三	上	終わりから四	第十八号	第十八号第一項
四四	上	九	を加え、文書管理担当者は	を加え、同項を文書管理担当者は、

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番